### 宇宙ビジネス創出支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、県内企業による宇宙産業への新規参入及び県内における宇宙産業の発展 を促進するため、宇宙機器の製造や衛星データを用いた実証、展示会への出展に要する 経費に対して支援する。

### (事業実施主体)

第2条 この事業の事業実施主体は、県内に事業所を置く中小企業とする。

#### (事業の内容)

- 第3条 この事業の内容等については次に掲げるとおりとする。
  - 1 補助事業の種類
    - (1) 宇宙機器開発・衛星データ利活用実証枠
    - (2)展示会・商談会出展枠
  - 2 補助対象となる事業期間 交付決定日からその年度末まで
  - 3 審査基準
    - (1) 補助金の目的への適合性・必要性
    - (2) 事業の新規性・優位性
    - (3) 事業の実現可能性・市場性
    - (4) 事業の継続性・発展性
    - (5)働き方改革
      - ア 「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」受賞企業
      - イ 「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業
      - ウ 「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業
      - エ 価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業
    - (6) 経営革新

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、本事業の公募期間の 終了日が属する年度の4月1日時点において当該計画の期間中である企業

(7) 事業継続力強化計画

経済産業大臣による(連携)事業継続力強化計画の認定を受け、本事業の公募期間の終了日が属する年度の4月1日時点において当該計画の期間中である企業

# (事業実施計画の作成及び認定)

第4条 事業実施主体は、事業計画認定申請書(第1号様式)に関係書類を添え、知事が

別に定める期日までに知事に対して認定の申請を行うものとする。

2 知事は、事業内容を検討し、適当と認める時は、事業認定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

#### (事業の運営)

第5条 事業実施主体は、この事業で得られた成果を有効かつ効率的に活用するものとする。

### (事業の指導)

第6条 この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事は、必要に応じて事業実施主体を指導、助言することができるものとする。

### (助成措置)

第7条 知事は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部 を助成する。

## (実績報告)

第8条 事業実施主体は、事業が終了したときは、知事が別に定める実績報告書に添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

## (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

# 附則

この要領は、令和6年度宇宙ビジネス創出支援事業費補助金から適用する。

## 附則

この要領は、令和7年度宇宙ビジネス創出支援事業費補助金から適用する。